

平成26年3月議会
第4委員会報告資料

福岡市民防災センターのあり方等について

消 防 局

福岡市民防災センターのあり方等について

1 福岡市民防災センター

福岡市民防災センター（以下「防災センター」という。）は、防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図ることにより、安全で災害に強い都市づくりを推進し、もって市民福祉の増進に資するために、平成4年1月、福岡市早良区百道浜に開館し、防災に関する資料の展示や防災体験学習、法定講習などを実施している。

- 平成24年度来館者数 121,524人（全国の類似施設中第2位）
- 開館以来の延べ来館者数 約250万人

2 （公財）福岡市防災協会

公益財団法人福岡市防災協会（以下「防災協会」という。）は、防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図り、もって地域社会の防災安全の確立に寄与することを目的に、財団法人として平成3年1月に設立され、平成25年4月1日からは公益財団法人に移行している。

指定管理者として防災センターの管理・運営にあっているほか、市民に対する講習事業などを実施している。

- 基本財産 10,000千円（本市からの出資率100%）
- 平成25年度委託料 160,840千円
- 職員数 25名（うち派遣職員12名。平成26年1月1日現在）

3 検討に至った経緯

(1) 平成24年12月議会の第4委員会において、「行財政改革プラン」の作成に向けた取組み案として、「防災センターについては、平成26年度に指定管理期間が終了することから、その後の防災センターのあり方や防災協会の見直しについて検討を行う。」との報告を行った。また、平成25年6月に策定された行財政改革プランにおいても、同様の取組みを行うこととされている。

(2) 平成25年8月に策定された第3次外郭団体改革実行計画において、防災協会については「抜本的に法人のあり方を検討する団体」と位置付けられた。

(3) 上記(1)、(2)を踏まえ、局内に「福岡市民防災センターの管理のあり方等検討会」を設置し、さまざまな角度から検討を行ってきた。

4 検討結果

防災センターが開設された平成4年以降、阪神・淡路大震災をはじめ全国各地で大災害が発生し、本市においても平成11年・15年の大水害や平成17年の福岡県西方沖地震といった大規模な自然災害が発生している。

特に東日本大震災を契機に、被害を最小限に抑える「減災」がクローズアップされ、市民も自分の身は自分で守る「自助」の意識が向上しており、出前講座や避難訓練などの防災普及事業や防火管理講習などの講習事業の充実強化が強く求められている。

このように、市民の災害に対する意識が向上し、ニーズも多様化してきている状況に的確に対応していくため、防災センターを直営化し、市民ニーズの高い防災普及部門や講習部門を強化することにより、さらなる市民サービスの向上を図っていく必要がある。

5 今後の方針

- (1) 防災センターについては、指定管理期間終了後の平成27年度から直営化を行う。
- (2) 防災センターの管理・運営を主要事業とする防災協会については、平成26年度末をもって解散する。

6 今後のスケジュール

平成25年度	平成26年度	平成27年度
●3月 第4委員会報告（防災センター直営化及び防災協会解散方針）	●5月～6月 防災協会理事会・評議員会（解散決議）	●4月 直営化 ●9月 第4委員会報告（清算終了）

(公財)福岡市防災協会の概要

1 名称, 設立年月日, 所在地

- (1) 名称 : 公益財団法人 福岡市防災協会
- (2) 設立年月日 : 平成3年1月21日
- (3) 所在地 : 福岡市早良区百道浜一丁目3番3号

2 主な事業

- (1) 防災普及(教育)事業
 - ① 防災センターにおける防災教育
 - ② 出前講座(水害対策等, 応急手当)
- (2) 講習事業
 - ① 防火・防災管理に関する講習
 - ② 自衛消防業務に関する講習
- (3) 火災予防広報事業
 - ① 火災予防運動・水害対策等各種イベント
 - ② 防災啓発用パネル展示などによる普及啓発
- (4) 防災用品等普及事業
 - ① 住宅用火災警報器及び消火器等の防災機器の普及促進
 - ② 非常食等防災用品の普及促進
- (5) 連結送水管等の試験事業

3 組織

